

床頭台システム設置運営事業

No	質問事項	質問内容	回答
1	(募集要項) 5. 提出書類	「5 提出書類 (5) ウ」にて、「4 (1) を証明する書類」との記載があるが、どのような内容を必要とされているのか。	契約書の写し等の、契約実績のわかる書類を提出してください。その際に、契約医療機関の病床数が確認できる資料も提出してください。
2	(仕様書) 5. 経費負担に関する条件について (1) 固定資産貸付料	固定資産貸付料に関し、「床頭台等設置」対象物品とは、「床頭台・ロッカー・カード販売機・カード精算機・イヤホン販売機」でよろしいか。	そのとおり。
3	(仕様書) 6. 設置物件の仕様条件について ウ テレビ エ 冷蔵庫	現在設置されているシステムの使用条件をご開示いただきたい。 ・ テレビ視聴 1,000円で何分可能か ・ 冷蔵庫使用 1日あたり何円か	<ul style="list-style-type: none"> ・ テレビ 1,000円 (税込) で1,200分視聴可能 ・ 冷蔵庫 100円 (税込) で24時間使用可能
4	(仕様書) 6. 設置物件の仕様条件について ウ テレビ	利用料金及び無課金タイプへの対応との記載があるが、この無課金タイプとは、タイマーを介さないテレビ (C-1・C-2・D・E) を指すとの認識でよろしいか。	そのとおり。
5	(仕様書) 6. 設置物件の仕様条件について エ 冷蔵庫	仕様書内には冷蔵庫の使用料金に関する指定はないが、自由に設定してよろしいか。	100円 (税込) あたり24時間以上使用できることを仕様とします。
6	(仕様書) 6. 設置物件の仕様条件について キ 収納ロッカー	開閉は両開きとの記載があるが、扉が2枚ある観音開きという認識でよろしいか。	そのとおり。

7	(仕様書) 6. 設置物件の仕様条件について コ イヤホン	イヤホンに関しては業者が販売するものと認識してよろしいか。業者が販売する際には、販売価格の指定はあるか。	イヤホンは事業者で販売してください。また、イヤホンの販売価格は、1セットあたり100円(税込)以下を仕様とします。
8	(仕様書) 7. 院内放送設備について	「院内放送設備を整えること」との指定があるが、院内放送に関しては、貴院所有の映像データ(DVD等)を流すという認識でよろしいか。新規に映像を作成する必要があるのか。	院内案内放送については、病院所有の映像データはありませんので、新規に映像を作成(動画・静止画スライドいずれも可)してください。また、院内案内放送の放送内容については、提案に基づき、病院と打ち合わせの上、作成します。
9	(仕様書) 項目無	採算の試算を行うに際し、現在設置されているシステムの物品のうち、カードタイマーの台数をご開示いただきたい。	本募集に係るカードタイマー設置台数は、仕様書 2. 設置物件(1) テレビ付床頭台システム に記載しました、タイプA-1からB-2までの台数となりますので、試算にはそちらの台数を使用してください。
10	(仕様書) 項目無	プリペイドカード売上の平成25年度実績額をご教示いただきたい。	平成25年度 プリペイドカード売上実績額(税込) : 28,000千円
11	(仕様書) 項目無	アンテナなど共聴設備に関する記載はないが、それらの設備に関しては業者の責任範囲外と捉えてよろしいか。 (業者の責任範囲は壁面の同軸プラグより先のみ)	アンテナなど、共聴設備に関しては、既存の設備を使用できます。事業者は、デジタル放送・BS放送・院内放送を受信・放送できる設備を整えてください。